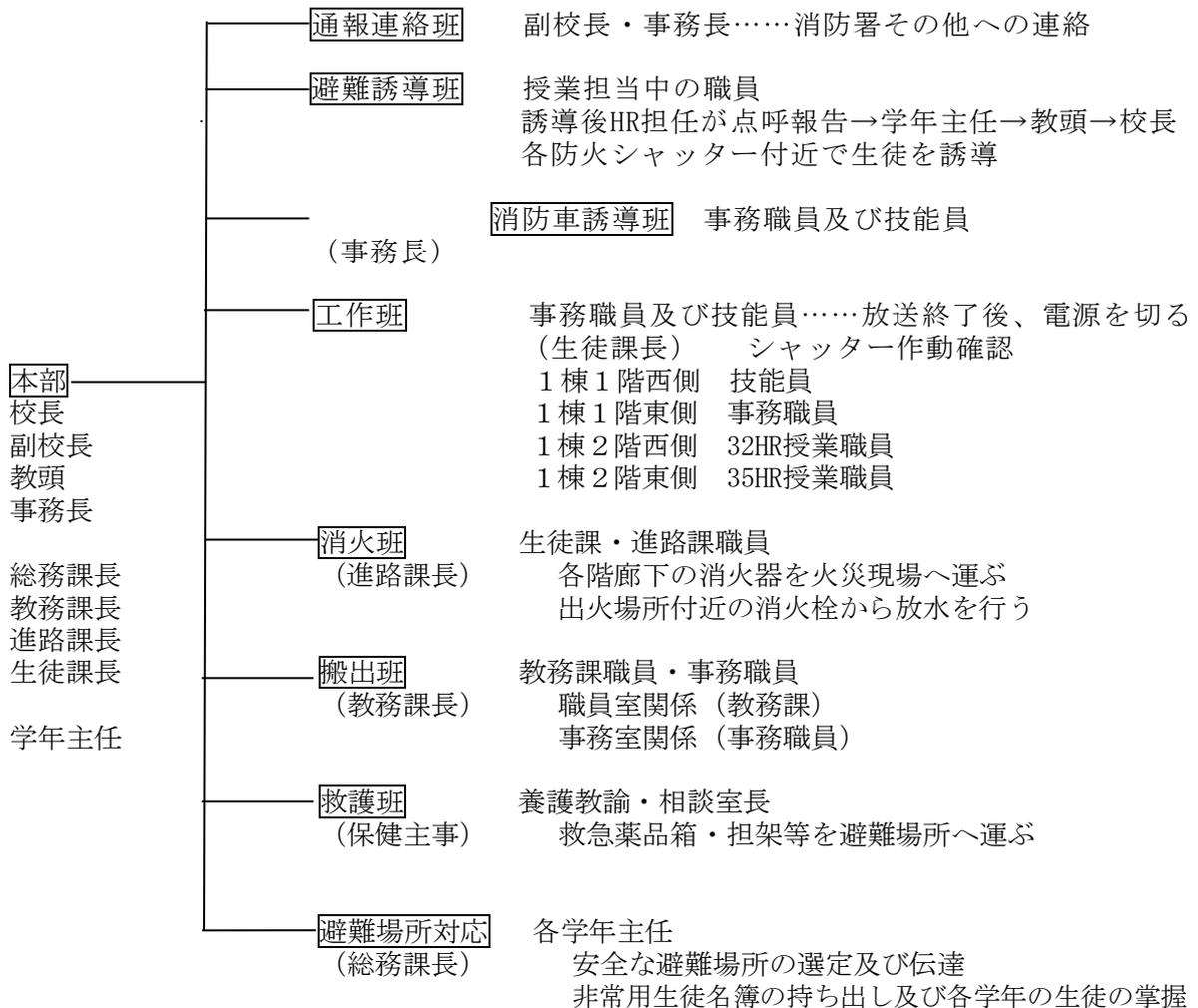


# 防災計画及び災害時対応について（抜粋）

## 【静岡県立御殿場南高等学校 自衛消防組織】

本校の消防計画第10条第2項の規定に基づき、自衛消防組織を次のように定める。



※人命の尊重、危険の防止が最重要・最優先事である。したがって、消火活動は初期消火に限るものとし、搬出活動も危険のない場合に限るものとする。

## 《静岡県立御殿場南高等学校消防計画》

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、静岡県立御殿場南高等学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全対策並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

第2条 この計画は、本校に勤務する職員及び本校生徒その他本校に出入する全ての者に適用するものとする。

### 第2章 防火管理委員会

#### (防火管理委員会の設置)

#### 第3条

- 1 防火管理業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする防火管理委員会を置く。
- 2 委員は、防火管理者のほか、校長が別に定める。
- 3 委員会の会議は、定例委員会及び緊急委員会とし、定例委員会は年3回、緊急委員会は委員長が必要と認めるとき開催する。

第4条 防火管理委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関すること。
- (2) 生徒の人命安全に関すること。
- (3) 校舎（鍾駿会館を含む。以下同じ。）及び消防用設備等の維持管理に関すること。
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること。
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関すること。
- (6) 震災対策に関すること。
- (7) 防災教育及びその実施に関すること。
- (8) その他防火管理に関すること。

### 第3章 予防管理対策

#### (火災予防組織)

#### 第5条

- 1 平素の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、火災予防組織を編成する。
- 2 火災予防組織には、各階及び体育館等特別校舎ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者を置く。
- 3 火災予防組織の編成及び責任分担は、別に定める。

#### (自主点検及び自主検査)

#### 第6条

- 1 消防用設備、建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正管理及び機能保持を図るため、自主点検・検査実施組織を編成する。
- 2 自主点検及び自主検査の実施担当者は、教頭及び事務長とする。ただし、平素における外観的な点検については、各火元責任者が随時行うものとする。

3 自主点検及び自主検査の点検対象、検査対象及び実施期日は、別に定める。

(臨時火器使用)

第7条 校内外において臨時に火器を使用するときは、火元責任者、防火担当責任者の承認を経て、防火管理者の許可を受けなければならない。

(建物及び施設の変更)

第8条 校内外において建築物を増改築しようとするとき、又は電気施設若しくは火器使用施設を新築し、移転し、若しくは改修しようとするときは、防火管理者に連絡しなければならない。

(警報伝達及び火気使用の制限)

第9条 職員は、火災警報その他により、火災発生の危険又は人命安全上の危険を知ったときは、その旨を校内に伝達し、防火管理者その他の責任者は、火気使用の中止、危険な場所への立入禁止等の措置を講じなければならない。

#### 第4章 自衛消防活動

(自衛消防組織)

##### 第10条

- 1 火災その他の事故発生時の被害を最小限に止めるため、校長を隊長とする自衛消防組織を編成する。
- 2 自衛消防組織の編成及び責任分担は、別に定める。

#### 第5章 震災対策

(震災予防措置)

第11条 各火元責任者は、地震時の災害を予防するため、随時次の検査を行うものとする。

- (1) 校舎及び校内の施設物の倒壊又は落下の有無
- (2) 教室、事務室等における棚、ロッカー、ガラス窓等の転倒又は落下の有無
- (3) 火器使用設備器具等の転倒の有無及び自動消火装置の作動状況の適否
- (4) 教材等の転倒又は落下の有無
- (5) 危険物及び化学薬品等の転倒又は落下の有無

2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応は、別に定める。

(地震後の安全措置)

##### 第12条

- 1 防火管理者及び火元責任者は、校内の生徒の安全を確認するとともに、建物、火器使用設備器具及び消防用設備の点検を実施し、異常を認めたときは安全措置を講じるものとする。
- 2 二次災害を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については、全設備及び器具の安全を確認した後使用を開始する。
- 3 震度5強以上の地震が発生した場合の対応は、別に定める。

(震災に備えての備蓄品)

第13条 震災に備え、次の品目を備蓄しておくものとする。

- (1) 非常食及び飲料水

- (2) 救急医薬品
  - (3) 携帯用拡声器、メガホン
  - (4) トランジスターラジオ
  - (5) 携帯用照明器具
  - (6) マンホールトイレ
  - (7) その他必要と思われるもの
- (避難場所の指定)

第14条 防火管理者は、生徒、職員を安全に避難させるため、本校グラウンドを避難場所として指定しておくものとする。

(地震時の活動)

第15条

- 1 授業中に地震が発生したときは、職員は生徒に、机の下などに身を寄せて落下物等から身を守るよう指示し、火器使用器具の始末を行い、出入口を確保する。
- 2 休憩中の場合は、職員は生徒に、その場所で身を伏せるよう指示し、校内放送等による指示を待つようにする。
- 3 校舎外への避難開始は、原則として自衛消防隊長からの指示により行い、勝手な行動は慎むようにする。
- 4 避難開始の指示があった場合は、職員は生徒の混乱を防止し、避難経路に従い避難場所へ誘導する。
- 5 避難行動は、流言等に惑わされることなく、ラジオ等による正確な情報に基づいて行うものとする。
- 6 避難は、全員で隊列を組み、徒歩で整然と行い、避難場所に到着した後点呼を行い、安全を確認する。
- 7 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し、安全を確認した上保護者に連絡し引き渡す。で帰宅させるものとする。

第6章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第16条 職員は、火災予防、消防設備の確認・使用方法等防火に関する教育を行うものとする。

(防災訓練)

第17条

- 1 防火管理者は、火災その他の災害の被害を最小限に止めるため、毎年2回以上、連絡通報訓練、消火訓練、避難訓練、震災訓練等の防災訓練を計画し、実施しなければならない。
- 2 防災訓練の日時及び訓練内容は、別に定める。

第7章 消防機関との連携

(連携)

第18条

- 1 防火管理者は、消防機関との連携を密にして、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

ならない。

2 消防機関との連携は、次の各号によるものとする。

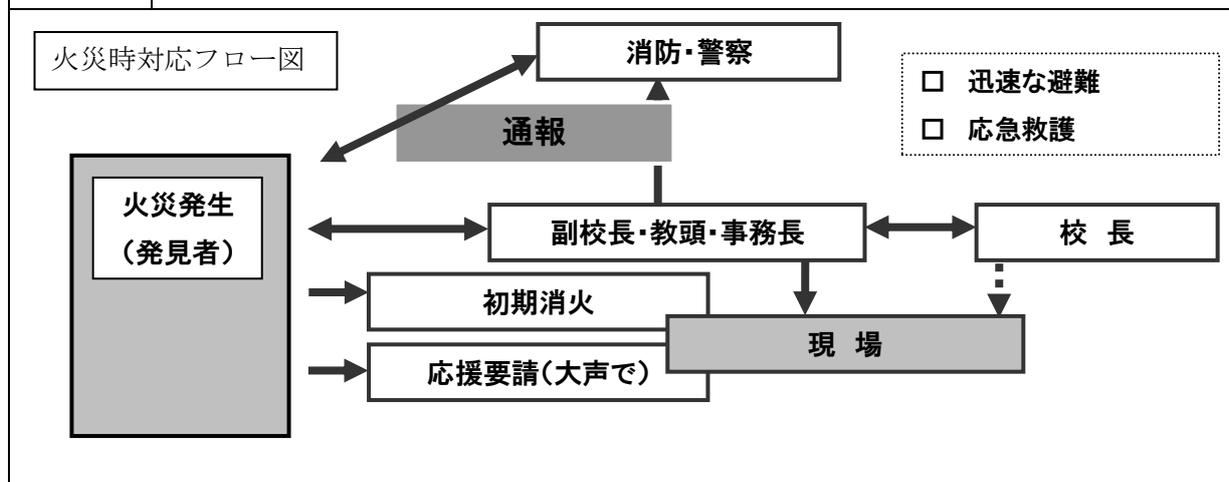
- (1) 消防計画書の届出
- (2) 消防訓練の際の指導の要請
- (3) 建物及び諸施設の使用変更の事前連絡
- (4) 法令に基づく諸手続の促進
- (5) その他必要な事項

附 則

1 この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 【火災発生時の対応】

| 状況  | 対策・対応等   |
|-----|--|
| 平常時 | <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 消火、通報を含めた避難訓練等の計画と実施</li><li><input type="checkbox"/> 建物等の自主点検及び消防用設備点検の実施</li><li><input type="checkbox"/> 生徒等への防災教育（火災対応）及び消火訓練</li><li><input type="checkbox"/> 火災避難訓練の実施（避難経路、避難場所の確認）</li></ul>                |
| 発生時 | <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 発見者は大きな声で知らせ、火災報知器ボタンを押す</li><li><input type="checkbox"/> 初期消火</li><li><input type="checkbox"/> 警察・消防への通報</li><li><input type="checkbox"/> 迅速な避難指示、避難誘導及び必要に応じて救護対応</li><li><input type="checkbox"/> 応援要請</li></ul> |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 避難では姿勢は低く、ハンカチ等で鼻と口を覆う</li><li><input type="checkbox"/> 緊急時持ち出し品の確認</li><li><input type="checkbox"/> 消防計画の検討により実効性のある計画に変更</li><li><input type="checkbox"/> 自衛消防対策の推進</li></ul>                                     |



●火災発生時の避難場所

|        |         |
|--------|---------|
| 一次避難場所 | 本校グラウンド |
| 二次避難場所 | 本校第1体育館 |

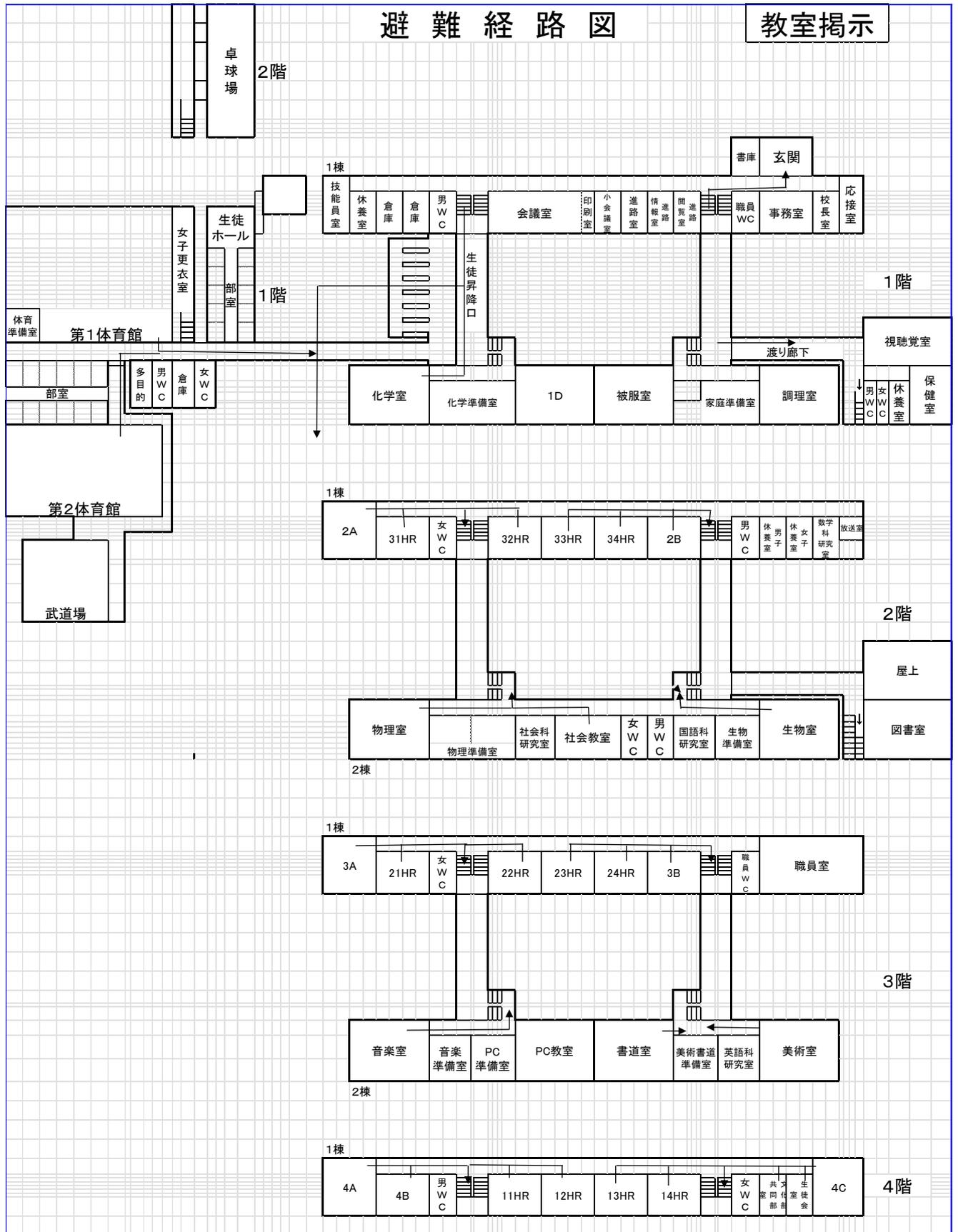
【地震発生時の対応】

| 状況        | 対策・対応等   |
|-----------|--|
| 平常時       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平常時の対応（地震等防災体制の整備）</li> <li>□ 防災教育や防災訓練の実施</li> <li>□ 施設設備等の安全対策</li> <li>□ 避難地・避難所としての対応準備</li> <li>□ 引き渡しと待機の判断の検討</li> <li>□ 生徒等の備蓄品の整備（非常食等）</li> </ul>   |
| 発災直後の安全確保 | <p>〈登校前・登校時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 休校する場合は一斉メール等で保護者に連絡する。</li> </ul> <p>〈在校時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生徒に対し頭部を保護するよう、冷静で明確な指示を出す。</li> <li>□ 教室：机の下に隠れる（机の脚をもつ）、外に飛び出さない。</li> <li>□ 廊下、階段：ガラスに注意して中央で伏せる。</li> <li>□ 体育館：落下物に注意して中央で伏せる。</li> <li>□ グラウンド：校舎から離れ中央で伏せる。</li> <li>□ 火気の消火（電源を切り、ガスの元栓を閉める）。</li> <li>□ 出入口を確保する。</li> </ul> |
| 避難誘導      | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 避難の際は集団の前後に教職員を配置し、明確な指示を出す。</li> <li>□ 生徒の状況を把握する。</li> <li>□ 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し、生徒を安全な場所に誘導する。</li> <li>□ 普通教室以外の場所にいる生徒の所在に配慮する。</li> <li>□ 生徒の不安の緩和に努める。</li> <li>□ 避難の際に支援を要する生徒への対応に配慮する。</li> <li>□ 校内にいる人員の状況を把握する（点呼、欠席者、負傷者等）。</li> <li>□ 2次災害等の危険が予想された場合は、ただちに安全な場所に避難する。</li> </ul>  |
| 事後対応      | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 市町から出される避難情報に留意し、通学路等の安全を確認したうえで、保護者への引渡しや下校の可否を判断する。</li> <li>□ 状況に応じて、学校に留置くことも検討する。</li> </ul>   |

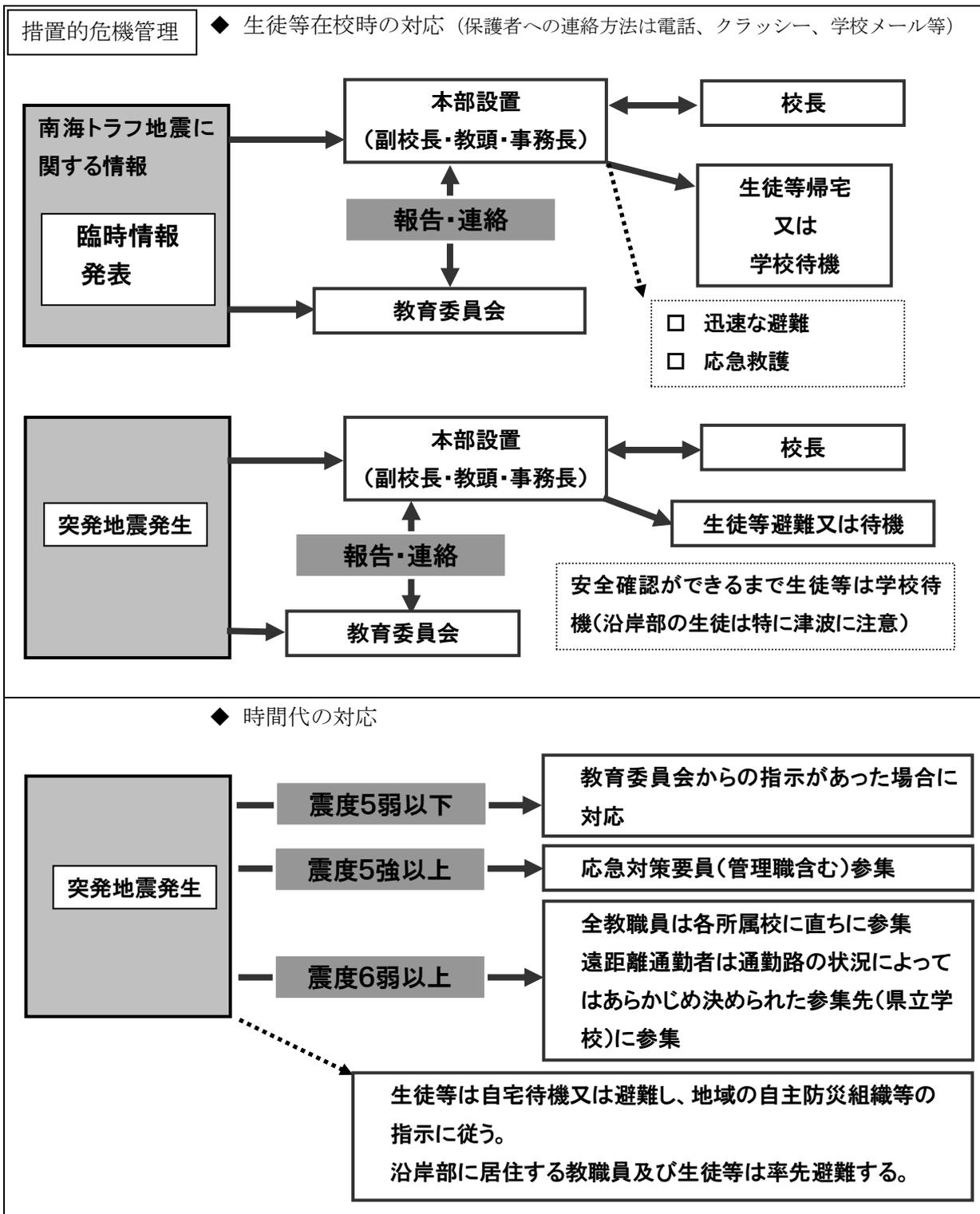
●地震発生時の避難場所

|        |         |
|--------|---------|
| 一次避難場所 | 本校グラウンド |
| 二次避難場所 | 本校第1体育館 |

●本校の避難経路図



●地震発生時の対応フロー



●地震発生等緊急時の生徒引渡しについて

| 状況   | 対応  |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 震度5強以上の地震           | <input type="checkbox"/> 在校中は原則留め置く。安全が確認された時点以降、原則として保護者に引き渡す。<br><input type="checkbox"/> 登下校中は安全を確認し帰宅する。<br><input type="checkbox"/> 自宅なら自宅待機 |
| <input type="checkbox"/> 地震等により公共交通機関が停止した場合 | <input type="checkbox"/> 安全に下校することが困難な生徒、学校に待機することを希望する生徒は学校に待機させる。   |

**【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応】**

●「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応

| 実施項目   | 実施者  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 原則通常授業<br><input type="checkbox"/> 情報収集<br><input type="checkbox"/> 校内放送、クラッシーによる連絡 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部<br><input type="checkbox"/> 災害対策本部 |

●「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の学校対応

| 実施項目   | 実施者  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 原則通常授業<br><input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整<br><input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡（クラッシー）<br><input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部<br><input type="checkbox"/> 災害対策本部<br><input type="checkbox"/> 全職員 |

●「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応

（本校：事前避難対象地域外）

| 実施項目   | 実施者  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 原則通常授業<br><input type="checkbox"/> 教育委員会との連絡調整<br><input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡（クラッシー）<br><input type="checkbox"/> 地震への備えの再確認 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部<br><input type="checkbox"/> 災害対策本部<br><input type="checkbox"/> 全職員 |

●「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の学校の対応

| 実施項目   | 実施者                             |
|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 保護者への学校対応の連絡<br>（大規模地震が起きる可能性が無くなったわけではないことに留意） | <input type="checkbox"/> 災害対策本部 |

## 【風水害対策】

### ●暴風警報発令時の対応

◎判断基準 → 気象庁が発表する気象警報による。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 警報の種類 | 暴風警報                    |
| 地域・地区 | 御殿場市 または 自分の住んでいる地域     |
| 確認方法  | テレビ、ラジオ、インターネット、電話（177） |

◎登校前だったら → 登校か、自宅待機かの判断は、各自が行う。

| 判断の時刻    | 暴風警報の状況                | 対応                            |
|----------|------------------------|-------------------------------|
|          | 御殿場市 or 居住地            |                               |
| 午前6時に    | 発令中だったら、               | 自宅待機                          |
| 午前11時までに | 解除されれば、                | 交通機関や通学路などの安全を確認し、登校する。       |
| 午前11時以降  | 発令中なら、                 | 休校                            |
|          | 御殿場市が解除されても居住地では発令中なら、 | 発令地域の生徒は登校しない。<br>※欠席扱いにはならない |

注意1 近隣諸学校と連絡を取り、共通認識のもとに対応しますが、本校の実情に合わせて対応を判断する場合がありますので、あらかじめ御了解ください。

注意2 気象状況によって前日までに「休校」の判断をする場合は、ホームルームでの伝達や文書、メール配信、ホームページへの掲載等によりお知らせします。

◎ 登校後、天候状況の変化及び暴風警報が発令される場合の対応

| 天候の状況                           | 対応   |
|---------------------------------|--|
| 通常の下校時までに荒天が治まると予想される場合は、       | 平常授業<br>家庭への連絡はしません。                               |
| 暴風警報は解除されないが、天候は悪化しないと予想される場合は、 | 授業を打ち切り、帰宅または待機状況により、家庭連絡をします。                     |
| 暴風警報が解除されず、さらに天候が悪化すると予想される場合は、 | 授業を打ち切り、帰宅または待機状況により、保護者への引き渡し、地区担当職員による引率、家庭連絡など。 |

※雨天時・荒天時の自家用車による生徒送迎について

①学校前道路・校地内での安全を最優先してください。

②早朝(午前7時15分前)は、校舎に入ることができません。

◎「特別警報」について

|              |                    |      |                    |
|--------------|--------------------|------|--------------------|
| 特別警報の種類      | 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 |      |                    |
| 特別警報と同等に扱うもの | 大津波警報              | 噴火警報 | 緊急地震速報<br>(震度6弱以上) |

「非常事態」です。ただちに自分の命を守る行動をとること。

以後の行動は、この「暴風警報が出たときは、」に準ずる。

●局地的な集中豪雨（竜巻、雷の発生、冠水）の対応

|         |  |
|---------|--|
| 予防的危機管理 | <input type="checkbox"/> 気象情報（雷注意報、竜巻注意情報）の入手方法の確立<br><input type="checkbox"/> 学校周辺の風雨、積乱雲が近づく兆し、冠水状況の覚知と避難の判断について教職員に周知徹底する（休校や自宅待機等の判断含む）  |
| 措置的危機管理 | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 2px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">覚知者</div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">校長</div> <div style="font-size: 2em;">↕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">副校長・教頭・事務長</div> <div style="font-size: 2em;">⋮</div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">消防</div> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #cccccc;">状況により<br/>救助要請</div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>竜巻・・・(屋外)頑丈な建物の中に避難する → (屋内)窓や壁から離れる<br/> 雷・・・建物や自動車の中に避難する(水辺、木、電柱から離れる)<br/> 冠水・・・建物の2階以上に避難する</p> </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>安全確認ができるまで生徒等は学校待機<br/> (通学途上の情報収集、保護者への連絡等)<br/> 保護者への連絡方法は電話、クラッシー、学校メール<br/> (近隣学校、JRとの連携)</p> </div> |

【火山災害対策】

●教育活動の実施基準

|                         | レベル            | 教育活動の実施基準  | 下校・引渡しのルール                        |
|-------------------------|----------------|--|-----------------------------------|
| 噴火警報（居住地）<br>または噴火警報    | レベル5<br>(避難)   | 〈登校前・登校時〉<br><input type="checkbox"/> 休校   | <input type="checkbox"/> 下校または引渡し |
|                         | レベル4<br>(避難準備) | 〈在校時〉<br><input type="checkbox"/> 休校措置   |                                   |
| 噴火警報（火口周辺）<br>または火口周辺警報 | レベル3           | 〈登校前・登校時〉<br><input type="checkbox"/> 原則として休校<br>〈在校時〉<br><input type="checkbox"/> 原則として速やかに休校措置 | <input type="checkbox"/> 下校または引渡し |
|                         | レベル2           | <input type="checkbox"/> 通常授業  |                                   |
| 噴火予報                    | レベル1           |  | <input type="checkbox"/> 通常通り     |

※各学校、生徒の実情及び周辺の状況（避難対象エリア）を踏まえた検討が必要

●噴火発生時に求められる対応

| 実施項目  | 実施者   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 災害対策本部の設置、対応方針の決定<br><input type="checkbox"/> 生徒の安否確認、安全確保（必要に応じて避難行動）<br><input type="checkbox"/> 情報収集、生徒及び保護者等への情報提供<br><input type="checkbox"/> 教育委員会への報告<br><input type="checkbox"/> 下校又は引渡しの指示<br><input type="checkbox"/> 留置きとなる生徒への対応 | <input type="checkbox"/> 災害対策本部<br><input type="checkbox"/> 避難誘導（防災担当、学年主任）<br><input type="checkbox"/> 災害対策本部・情報収集<br><input type="checkbox"/> 災害対策本部<br><input type="checkbox"/> 災害対策本部・避難誘導<br><input type="checkbox"/> 避難誘導・避難所支援 |

●その他の留意事項

|        |   |
|--------|---|
| 生徒への対応 | <input type="checkbox"/> 噴火を察知した場合、直ちに堅牢な建物内へ避難させる。<br><input type="checkbox"/> 噴火の状況により避難順路や経路を遮断し、臨機応変に対応する。<br><input type="checkbox"/> 避難場所では、窓ガラス・カーテンを閉め、窓から離れた場所で静かに待機させる。<br><input type="checkbox"/> 予め定めたルールに従い、生徒の下校又は引渡しを行う。                        |
| 降灰対策   | <input type="checkbox"/> 電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は、備蓄品等で対応する。<br><input type="checkbox"/> 屋外での作業時は、マスク、ゴーグル、軍手、長靴、ヘルメット、レインコート等を着用する。<br><input type="checkbox"/> 屋内への出入り口を限定し、靴や衣類に付いた火山灰を除去する。<br><input type="checkbox"/> 火山灰を湿らせて巻き上がらないようにする等、屋内へ持ち込まない対策をする。 |
| その他    | <input type="checkbox"/> 長期間休校となる可能性を考慮し、教職員や生徒、保護者との連絡体制を確立する。<br><input type="checkbox"/> 重要書類等を搬出する。   |

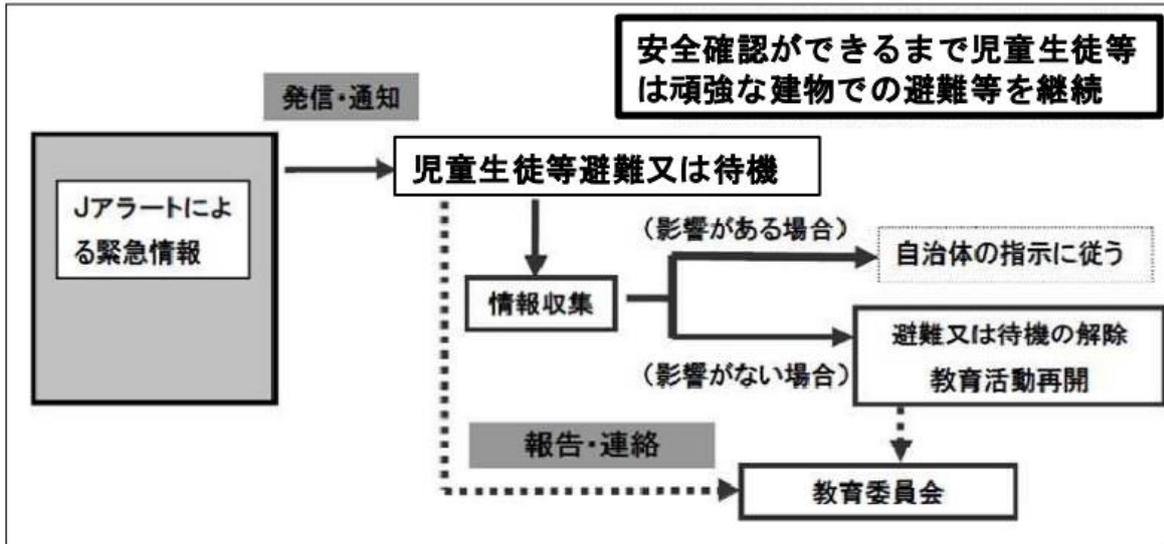
**【国民保護対策】**

●事前の対応

- 生徒に対し、Jアラート警報時の行動を指導する。
- 始業前にJアラートにより緊急情報が発信された場合は、避難行動を優先し、登校に遅れた場合は遅刻としない。
- 生徒の在校時にJアラートにより緊急情報が発信された場合は、当該授業を中止する。

● Jアラート警報時の対応

| Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時              |  |
|---------------------------------------|--|
| 始業前                                   | <input type="checkbox"/> すでに登校している生徒に対し、避難を指示する<br><input type="checkbox"/> 避難行動を取る<br>・出勤前の場合は、自宅待機する<br>・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る<br>・出勤後の場合は、校内にいる生徒へ避難を指示するとともに、自らも避難する<br><input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等で情報を収集する   |
| 在校中                                   | <input type="checkbox"/> 授業を中止し、生徒に避難行動を取らせる<br>・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に生徒を避難させる<br>・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる<br><input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等で情報を収集する   |
| 放課後                                   | <input type="checkbox"/> 校内に生徒がいる場合は、屋内に避難させる<br><input type="checkbox"/> 部活動等を行っている場合は、中止する<br><input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等で情報を収集する   |
| Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合、対応解除）の発信時 |  |
| 始業前                                   | <input type="checkbox"/> 避難行動をやめ、出勤する<br><input type="checkbox"/> 引き続き、情報を収集する   |
| 在校中                                   | <input type="checkbox"/> 避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開する<br><input type="checkbox"/> 引き続き、情報を収集する   |
| 放課後                                   | <input type="checkbox"/> 避難行動をやめるよう生徒に指示する<br><input type="checkbox"/> 部活動等の再開の判断をし、生徒に伝達する<br><input type="checkbox"/> 引き続き、情報を収集する   |
| Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時      |  |
| 全時間帯                                  | <input type="checkbox"/> 生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動を取る<br><input type="checkbox"/> 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難させる<br><input type="checkbox"/> 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに、県教委に報告する<br><input type="checkbox"/> 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動する |



### 【生徒の引渡し及び待機】

#### ●引渡しのルール

| 状況         | 基準     |  |
|------------|--------|--|
| 学校を含む地域の震度 | 震度4以下  | <input type="checkbox"/> 状況に応じて下校（地区ごと集団下校等）。<br><input type="checkbox"/> 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。           |
|            | 震度5弱以上 | <input type="checkbox"/> 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。<br><input type="checkbox"/> 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する |

【情報の収集方法】

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| 災害関連情報<br>(NHK)   | 台風情報<br>(気象庁)   | 警報・注意報<br>(気象庁)  | 土砂災害危険度分布<br>(気象庁)  |
|    |    |    |    |
| 洪水危険度分布<br>(気象庁)  | 浸水害危険度分布<br>(気象庁)   | 雨量情報<br>(静岡県土木防災情報)  | キキクル<br>(気象庁)   |
|   |   |   |   |
| 静岡県GIS<br>(静岡県)   | 重ねるハザードマップ<br>(国土地理院)   | 運行状況<br>(JR東海)   | 静岡県総合防災アプリ<br>(静岡県)   |
|  |  |  |  |
| 富士山ハザードマップ  |   |  |  |
|  |   |  |   |

## 【緊急時の連絡体制】

### ○近隣医療機関一覧（学校医）

| 医療機関名     | 電話番号    | 診療受付時間            | 休診日              |
|-----------|---------|-------------------|------------------|
| 松尾クリニック   | 81-5050 | 9時～正午<br>15時～18時  | 木・金PM<br>土PM・日・祝 |
| 斎藤耳鼻咽喉頭医院 | 84-1234 | 7時～正午<br>15時～19時  | 日・祝              |
| 石川眼科      | 83-5656 | 7時半～17時           | 木・土PM 日・祝        |
| おおば歯科医院   | 80-1182 | 9時～正午<br>13時半～17時 | 水・土PM 日・祝        |
| あさひ薬局     | 81-2220 | 9時～19時            | 土15時以降 日・祝       |

### ○近隣医療機関一覧（総合病院）

| 医療機関名           | 電話番号    | 診療受付時間               | 休診日     |
|-----------------|---------|----------------------|---------|
| 富士病院            | 83-3333 | 9時～11時半<br>13時～16時半  | 土PM・日・祝 |
| 東部病院            | 89-8000 | 8時～11時半<br>14時～16時半  | 土PM・日・祝 |
| 御殿場石川病院         | 83-2424 | 8時半～11時半<br>13時～16時半 | 土PM・日・祝 |
| フジ虎ノ門<br>整形外科医院 | 89-7872 | 9時～12時<br>16時～18時    | —       |

### ○近隣医療機関一覧（夜間救急病院）

| 医療機関名            | 電話番号    | 診療受付時間   | 休診日                |
|------------------|---------|--|--------------------|
| 御殿場市救急医療<br>センター | 83-1111 | 平日：18時～翌朝8時<br>土曜：12時～翌朝8時<br>日曜・祝：<br>8時～翌朝8時 | 4月・8月・12月の<br>第2木曜 |

### ○近隣医療機関一覧（その他）

| 医療機関名    | 電話番号    | 診療受付時間                | 休診日         |
|----------|---------|-----------------------|-------------|
| 共立産婦人科医院 | 82-2035 | 8時半～11時半<br>13時半～17時半 | 土曜15時以降 日・祝 |
| 前田脳神経外科  | 84-0106 | 8時半～12時<br>14時～17時    | 日PM・祝PM     |